

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程後期課程）

4月入学

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2024 年 3 月末までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第 156 条第 5 号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。（平成元年文部省告示第 118 号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2024 年 3 月 31 日までに満 24 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）

9月入学

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2024 年 9 月 19 日までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2024 年 9 月 19 日までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）

6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。(学校教育法施行規則第 156 条第 5 号)
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。(平成元年文部省告示第 118 号)
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、**2024 年 9 月 19 日**までに満 24 歳に達するもの。(学校教育法施行規則第 156 条第 7 号)

<<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 5 項」において「見込み」で受験して合格した者が、出願資格に必要な要件を **4 月入学は 2024 年 3 月末、9 月入学は 2024 年 9 月 19 日**までに満たせなかった場合は入学が許可されませんので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第 7 項」および「第 8 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2023 年 11 月 15 日 (水) 17:00**までに学部事務 4 課 経営学研究科入試担当 (E-mail: keiei-daigakuin@rikkyo.ac.jp) へ問い合わせてください。
- (2) 選考で使用するため、TOEFL iBT® Test、TOEIC® Listening & Reading Test、IELTS (Academic Module) のいずれかを受験していることが必要です。出願締切日までに所定の成績証明書(詳細は「出願書類」8 頁参照)を提出できない場合は、出願を受理しません。

2) 一般入学試験受験資格

4 月入学・9 月入学共通

博士課程後期課程の出願資格要件(詳細は「出願資格」3 頁参照)を満たす者。